

浄化槽管理組合だより

令和元年度第1号 編集・発刊 大町市浄化槽管理組合

令和元年度 定期総会開催

令和元年6月12日に大町市役所東庁舎で「令和元年度大町市浄化槽管理組合定期総会」が開催され、冒頭の竹村組合長のあいさつに続き、来賓の田中建設水道部長から祝辞がありました。議事では、予算、事業計画、組合規約の一部改正など3議事が審議され、原案どおり承認され、市民ふれあい広場への参加など、ひろく広報活動を展開することになりました。

また、新たに浄化槽の施工及び維持管理に関する専門知識を有した者で構成する業者部会を設置することになり、令和の時代は、より良い保守点検事業の推進を目指すことを目標とし、今後の組合運営に関するスキルアップや組合員へのきめ細かなサービスの提供が実現できるよう運営してまいります。



大町市役所東庁舎中会議室

2019市民ふれあい広場に参加します

組合員の皆さん、ぜひ足を運んでください！

2019市民ふれあい広場は、令和元年10月12日（土曜日）に大町市文化会館で開催されます。大町市浄化槽管理組合では、大勢の市民が訪れるこの機会に、組合活動を広く知っていただき、「大町の綺麗な水の大切さ」を伝えたいと考えています。

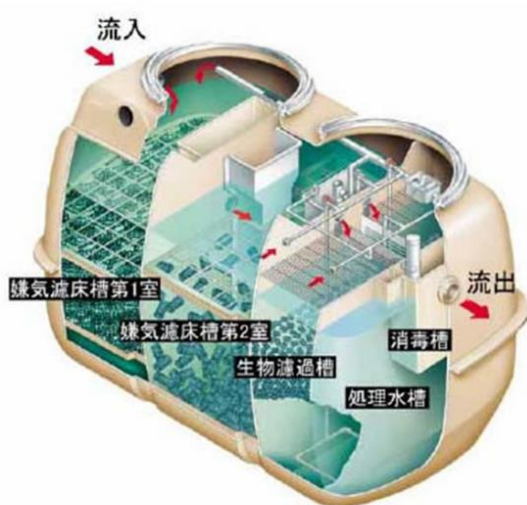


日本のコンパクト型浄化槽は高性能

およそ20年前までは、設置される浄化槽の多くが、国が定めた構造方法によるもので、各メーカーの浄化槽には大差がなく、施工方法や管理方法も大きな違いはありませんでした。

しかし、現在は各メーカーが開発し、各家庭に設置している浄化槽のほとんどが、性能評価型と言われるもので、様々な処理方法の浄化槽があります。

▼流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式



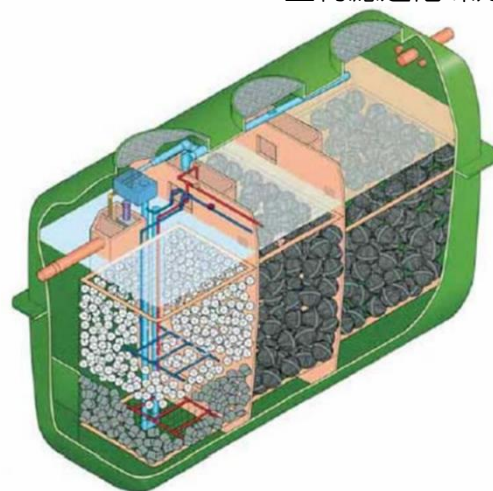
▼沈殿分離・担体流動方式



▼流量調整型担体流動接触ばっ気循環方式



▼流量調整型嫌気濾床担体流動・生物濾過循環方式



性能評価型は、省スペース・コンパクト化、省エネ化が図られ、ほとんどの浄化槽に窒素の処理能力があります。また、リンの処理能力があるものもあります。

これらの機能を十分に発揮するためには、維持管理が決め手です。メーカーが作成した個別機種 of 維持管理要領書に従い浄化槽を管理する必要があります。さらに、最も重要なことは浄化槽の使用上の注意ですので、浄化槽は適正に使用してください。

いとう相談員の

ここがポイント !!



日本の浄化槽が、いくら世界から注目されるほどの高性能な生活排水システムであっても、使用上の注意を守らないと性能が発揮できません。次のポイントを必ず守りましょう。

1. トイレには、ティッシュペーパー、紙おむつ、タバコの吸い殻など、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。

(浄化槽内の微生物に影響を与える恐れがあり、配管の詰まりや、浄化槽内の装置異常の原因になり、清掃回数が増えます。)

2. 台所では、使用済みの天ぷら油、野菜くず、食べ残しは流さないでください。

(浄化槽の微生物は油の処理が苦手です。放流水が汚れ、悪臭も発生し故障の原因になります。三角コーナーにネットなどを装着して生ごみ进行处理しましょう。)

3. 浴室では、カビ取り剤や漂白剤などの使用は、できるだけ控えてください。

(浄化槽の微生物に悪影響を与えることから、その他の洗剤も含め、適量の使用量とすることが大切です。)

4. できるだけ浴槽の排水と洗濯排水などは、同時に流さないでください。

(一気に排水されると受け止めきれなくなり、汚れた水はそのまま排水されてしまいます。)

浄化槽（休止・使用再開）届出書について

浄化槽や住宅自体を使わないのに、浄化槽の保守点検をやるの？
法定検査を受けなきゃいけないの？ と疑問をお持ちの方は、いませんか。

今までは、それぞれの市町村によって取り扱いが違いましたが、「浄化槽休止届出」については浄化槽法の改正により、法に基づく届け出となりました。

大田市では以前から浄化槽（休止・使用再開）届出書の取り扱いを実施しております。改訂後の取り扱いは以前と変わりありませんが、浄化槽を休止したい場合は清掃などが必要ですので組合事務局までご連絡ください。休止届出書を提出すると、保守点検・清掃・法定検査の受検義務が停止されます。また、休止中の浄化槽を再び使用する場合は浄化槽使用開始届出書の提出が必要です。ご不明な点は、組合事務局までお問い合わせください。



組合費の納入をお願いします



「組合費の納入について」通知させていただきました。

納付書でお支払の方は9月末日が納期限となります。口座振替の方も9月末に指定された口座から振替させていただきますので、よろしくをお願いします。

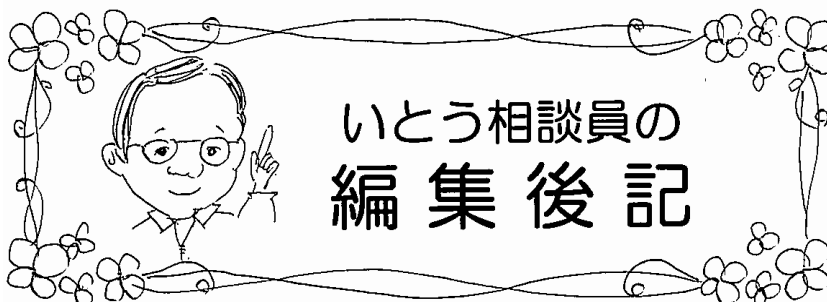
また、現在納付書納付の方は、できるだけ口座振替にさせていただきますよう併せてお願いします。手続き用の振替依頼書は事務局にありますので、ご連絡ください。

組合員名の変更等について



組合員のお名前が変更になった場合や、納付書等の送付先が変更になった時は、速やかに事務局まで連絡をお願いします。

また、使用していた浄化槽を廃止（取壊し）される場合は、「浄化槽廃止届」の提出を事務局までお願いします。



いとう相談員の 編集後記



浄化槽だよりは、年2回発行しています。近年のお便りは、ホームページでご覧いただくことができます。昨年からは第1号は組合員の皆様に郵送し、第2号はホームページ上だけの公開とさせていただきました。印刷したものは事務局に用意してございますので、郵送を希望される場合は、事務局までご連絡をお願いします。

大町市は、信濃川水系最上流部の水質保全と公衆衛生の向上に取り組むための大切な使命を担っており、その責任は重要です。このため、日頃から保守点検及び清掃の適切な実施に取り組み、きれいな水を自然に返すよう浄化槽の適正管理にご協力ください。

また、今後も組合員の皆様が使用されている浄化槽の情報について、事務局がより正確に把握できますよう、名義変更や点検業者を変えたいなど、何かお困りの事がございましたら事務局までご相談ください。

なお、お手続きに関する必要な各種様式はホームページからダウンロードが可能です。

事務局 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合

TEL : 0261-22-0420 内線 715

Eメール : jouka@city.omachi.nagano.jp

HPはこちらから→

